○益田市婚活応援事業補助金交付要綱

令和５年６月９日
益田市告示第１７３号

益田市婚活応援事業補助金交付要綱（平成２６年益田市告示第１６３号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、昨今の晩婚化及び未婚化が進行する中で、結婚を希望する人が身近で気軽に婚活しやすい環境づくりの推進を目的として、予算の範囲内で交付する益田市婚活応援事業補助金（以下「補助金」という。）について、益田市補助金等交付規則（平成９年益田市規則第９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「実施団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体であって、規約等により活動目的を明文化し、かつ、団体としての意思決定により事業を実施し、確実な経理処理ができるものとする。

(1)　民間事業者（民間団体のグループ、特定非営利活動法人、企業組合その他の市長が適当と認める団体をいう。以下同じ。）で、市内に事務所等を有する団体

(2)　民間事業者（県内に事務所等を有し、県内で活動するものに限る。以下この号において同じ。）の連合体（民間事業者及び地方公共団体を構成員とする実行委員会等を含む。）であって、市内に事務所等を有する民間事業者を構成員とする団体

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の交付の対象としない。

(1)　反社会勢力又は反社会的勢力統制下にある団体

(2)　営利を目的として結婚相手紹介を営む団体

(3)　前２号のいずれかに該当する団体を構成員とする団体

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、結婚を希望する者、婚活初心者等（以下「独身者」という。）が気軽に参加できる、次の各号のいずれかに該当するイベント等を実施する事業で、イベント等の目的、内容等が適当と認められるものとする。ただし、政治活動又は宗教活動を目的とする事業は、補助金の交付の対象としない。

(1)　独身者の出会いの場を創出するためのイベント

(2)　独身者を対象とした「身だしなみ」や「コミュニケーション能力」の向上等を図ることを目的としたセミナー

２　前項の補助対象事業は、次に掲げる全ての要件を満たすことを必須とする。

(1)　イベント等の実施に当たって、益田市を含めた複数市町村に向けて当該イベント等の広報及び周知を行うこと。

(2)　イベント等（複数の市町村を構成員とする実施団体が実施するイベント等を除く。）に市内在住の独身者が参加すること。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に係る経費のうち別表第１に掲げるものであって、当該事業の実施団体による支出が明確に確認できるものとする。

（補助金の交付額等）

第５条　補助金の交付額は、前条に定める補助対象経費の合計額から寄附金その他の収入を控除した額と、別表第2に定める実施団体の区分ごとの基準額を比較して少ない方の額とする。ただし、当該額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

２　同一年度における補助金の交付は、同一の実施団体につき2回までとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする実施団体は、益田市婚活応援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）にイベント実施計画書（様式第２号）及び収支予算書（様式第３号）を添えて、市長に提出するものとする。

２　実施団体は、前項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額という。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第７条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、その内容を益田市婚活応援事業補助金交付決定等通知書（様式第４号）により当該申請に係る実施団体に通知するものとする。

（変更交付申請）

第８条　前条の規定による補助金の交付決定を受けた実施団体（以下「補助団体」という。）は、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容について変更しようとするときは、あらかじめ益田市婚活応援事業補助金変更承認申請書（様式第５号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

２　前条の規定は、前項の事業内容の変更の承認申請に係る承認の手続について準用する。

（着手届及び完了届）

第９条　補助団体は、補助事業に着手したとき、及び完了したときは、速やかに益田市婚活応援事業補助金着手・完了届（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１０条　補助団体は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して３０日を経過した日又は交付金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、益田市婚活応援事業補助金実績報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)　補助事業の実績を証する書類

(2)　収支決算書（様式第８号）

２　補助団体は、前項の規定による実績の報告（以下「実績報告」という。）に際し、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該額を補助金額から減額して報告するとともに、益田市婚活応援事業補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第９号。以下「消費税等相当額報告書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

３　補助団体は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに消費税等相当額報告書を市長に提出しなければならない。

(1)　当該確定した額と前項の規定により提出した消費税等相当額報告書に記載した額に差額が生じたとき。

(2)　実績報告の際に消費税等相当額報告書を提出していないとき。

（額の確定等）

第１１条　市長は、前条第１項の実績報告があったときは、当該報告の内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定するとともに、益田市婚活応援事業補助金確定通知書（様式第１０号）により、補助団体に通知するものとする。

２　前項の補助金の額の確定を受けた補助団体は、補助金の交付を請求しようとするときは、益田市婚活応援事業補助金交付請求書（様式第１１号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の請求に基づき補助金を交付した後に、前条第３項の規定による消費税等仕入控除税額の報告により補助団体に交付すべき補助金の額に変更が生じた場合において、当該交付すべき額を超える補助金が交付されているときは、当該超える部分の補助金の相当額について、補助金の交付の決定を取り消すとともに、当該額の返還を求めるものとする。

４　前項の規定による返還の求めは、期限を定めて行うものとし、当該期限内に納付されない場合は、期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額に年７．３パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和５年６月９日から施行する。

（失効）

２　この告示は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けた補助金については、第１０条第３項並びに第１１条第３項及び第４項の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附　則（令和６年３月２１日告示第７９号）

この告示は、令和６年３月２１日から施行する。

附　則（令和７年１０月８日告示第２９０号）

この告示は、令和７年１０月８日から施行する。

別表第１（第４条関係）

区分		内容
報償費		司会料、講習会等の講師に対する謝礼等
旅費		打合せに係る旅費、司会者、講師等に係る旅費等
需用費	消耗品費	文具類、材料費等
	印刷製本費	チラシ等印刷代
役務費	通信運搬費	郵券料
	広告料	新聞、SNS等による広告料
	保険料	損害保険の保険料
委託費		パンフレット等制作費
使用料及び賃借料		会場、自動車等の借上料等

備考　次に掲げる経費は、補助対象経費から除く

(1)　別途国、県その他の団体による助成の対象となる経費

(2)　イベント等の参加者の交通費、宿泊費及び飲食費

(3)　イベント等の参加者への賞品、土産物等に要する経費

別表第２（第５条関係）

実施団体の区分	基準額
実施団体（複数の市町村を構成員とする実施団体を除く。）	１００千円／イベント
複数の市町村を構成員とする実施団体	２００千円／イベント

備考　この表において「イベント」とは、第３条第１項各号に掲げるイベント又はセミナーをいう。